

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月10日 11時33分ごろ
発生場所	大阪府阪南市貝掛海岸西方沖 下荘港西防波堤灯台から真方位083° 1,090m付近 (概位 北緯34° 20.8′ 東経135° 13.2′)
事故の概要	水上オートバイ ^{スペース} spece9及び水上オートバイ ^{シーエイチビー} CHPは、共に遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ spece9、0.1トン 252-55272大阪、株式会社弘真 B 水上オートバイ CHP、0.1トン 250-52433大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊 B 船長B、二級小型・特殊 同乗者B
負傷者	A なし B 重傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、貝掛海岸西方沖を遊走中、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部に同乗者Bを乗せ、貝掛海岸西方沖を遊走中、右舷後方を航行していたA船と衝突した。 船長Bは、右舷後方から接近するA船に気付いていなかった。
分析	A船は、貝掛海岸西方沖において、遊走中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報を得ることができなかったため、B船と衝突した状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、貝掛海岸西方沖において、遊走中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が共に遊走中、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 常時適切な見張りを行うこと。